

## 岡崎市危険空き家除却事業補助金交付要綱

### (目的等)

- 第1条 この要綱は、倒壊や外装材等の飛散のおそれがある空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、その除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、もって市民の良好な生活環境の形成及び維持を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、住宅市街地総合整備事業制度要綱、愛知県空家等対策推進事業費補助金交付要綱、及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 空き家  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
  - (2) 不良住宅  
住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
  - (3) 危険住宅  
別表1の(ろ)欄に掲げる各評定項目につき(は)欄に掲げる評定内容に応ずる(に)欄に定める評点を(い)欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点の合計が100以上となる不良住宅をいう。
  - (4) り災住宅  
火災により著しく損壊し、危険住宅（建築物でなくなった状態も含む）となり、現に使用しておらず、り災証明の発行を受けたもの。
  - (5) 特定空家等  
法第2条第2項に規定する特定空家等（ただし、第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）をいう。
  - (6) 危険空き家  
危険住宅であって概ね1年以上、居住その他の使用がなされていない空き家、特定空家等及びり災住宅をいう。
  - (7) 所有者等 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）をいう。
    - ア 危険空き家の所有者
    - イ 危険空き家が所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者
    - ウ ア又はイに該当する者の同意を得て、補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者
  - (8) 除却事業者等  
建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（とび・土工工事業、建築工事

業、解体工事業のいずれか)の許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく県知事による登録を受けた事業者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下、「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 所有者等であること。ただし、当該空家等及び所在地の所有権を有する者が別に存する場合は、権利関係者全員の同意を得ていること。
- (2) 岡崎市税を滞納していない者であること。
- (3) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象)

第4条 この補助金の交付対象となる危険空き家(以下、「補助対象空き家」という。)は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 岡崎市空家等対策計画の計画区域内のうち、以下のいずれかを満たすもの。
  - ア 市街化区域内の敷地に現に存する危険空き家。
  - イ 落下若しくは倒壊により歩行者等に危害を加えるおそれのある危険空き家。
- (2) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。(補助対象空き家が特定空家等である場合を除く)
- (3) 木造であること。(補助対象空き家が特定空家等である場合を除く)
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても当該権利の権利者の同意がある場合はこの限りではない。
- (5) この要綱に基づく補助事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助の対象事業)

第5条 補助事業は、補助対象空き家を除却し、所在地を更地にする工事とする。ただし、境界が不明確になる等、やむを得ない事情で残置する工作物等はこの限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象者が除却事業者等に支払った補助事業の費用のうち、補助の対象となった建物の除却に係わる費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費(登記事項証明書又は固定資産家屋証明書に記載された床面積1平方メートルにつき26千円(国の定める平成29年度における住宅局所管

事業に係る標準建設費等の第9の不良住宅等除却費による。)を限度とする。)の額に2分の1を乗じて得た額とし、り災住宅及び特定空家等については200千円、それ以外の場合については100千円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象空き家の判定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象空き家判定申請書(様式第1号)に関係書類を添付して市長へ提出しなければならない。

2 前項に規定する補助対象空き家判定申請書は補助金交付申請前に提出しなければならない。

(補助対象空き家の判定)

第9条 市長は前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、申請空き家が補助対象空き家に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第10条 市長は前条の規定による判定をした場合は、補助対象空き家判定結果通知書(様式第2号)により、第8条の申請をした補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付の申請)

第11条 前条の規定により、補助対象空き家に該当する旨の通知があった補助対象者(以下「申請者」という。)は、危険空き家除却事業補助金交付申請書(様式第3号)に、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書は補助の対象事業に着手する日より前かつ補助の対象事業を行う年度の10月末日(末日が土日祝日の場合は直前の営業日)までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助金交付の申請の変更)

第13条 申請者は、補助金交付の申請の内容を変更するときは、危険空き家除却事業補助金交付変更申請書(様式第5号)に第11条に基づき提出した書類のうち、変更のあった書類を添付して、改めて市長に申請しなければならない。

(変更申請の交付決定)

第 14 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付変更決定通知書（様式第 6 号）を申請者に通知するものとする。

(補助金交付の申請の取下げ)

第 15 条 申請者は、第 11 条の申請を取り下げようとするときは、危険空き家除却事業補助金交付申請取下届（様式第 7 号）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(契約の締結)

第 16 条 当該補助事業の除却工事請負契約の締結は、第 11 条に規定する補助金の交付決定後でなければならない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、第 12 条第 1 項の補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定受理者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定に基づく取り消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、交付決定受理者に通知しなければならない。

3 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金交付決定の辞退)

第 18 条 交付決定受理者は、補助金の交付決定を辞退するときは、補助金交付決定辞退届（様式第 9 号）により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届け出を受けたときは、交付決定を取り消すものとし、交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、交付決定受理者に通知しなければならない。

(完了実績報告等)

第 19 条 交付決定受理者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過する日又は第 12 条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の 2 月 15 日（土日祝日の場合は直前の営業日）までのいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（様式第 10 号）に関係書類を添付して市長に提出しなければ

ばならない。

(補助金の額の確定)

第 20 条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査し、必要があると認める場合には現場を検査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し補助金確定通知書（様式第 11 号）を交付決定受理者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 21 条 前条の規定による補助金確定通知書を受けた交付決定受理者（以下「確定通知受理者」という。）は、前条の規定による通知を受けた日から起算して 30 日を経過する日までに補助金支払請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、確定通知受理者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 22 条 市長は、交付決定受理者又は確定通知受理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 19 条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(関係法令の遵守等)

第 23 条 交付決定受理者及び除却事業者等は、補助事業を実施するにあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても同様とする。

(書類の保管)

第 24 条 補助金の交付を受けた確定通知受理者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。ただし、「建設業法等の一部を改正する法

律」(平成 26 年法律第 55 号。)附則第 3 条第 1 項の規定により引き続き解体工事業を営む者については、第 2 条第 1 項第 6 号の解体事業者等とみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「建設業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 55 号。)附則第 3 条第 1 項の規定により引き続き解体工事業を営む者については、第 2 条第 1 項第 6 号の解体事業者等とみなす。

#### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「建設業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 55 号。)附則第 3 条第 1 項の規定により引き続き解体工事業を営む者については、第 2 条第 1 項第 8 号の解体事業者等とみなす。

この要綱は平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表1 木造住宅の不良度の測定基準（外観目視により判定できる項目）

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	(1) 基礎 ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(2) 外壁 ア 壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(3) 屋根 ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50	

3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2) 屋根	屋根 屋根が可燃性材料でふかかれているもの	10	
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。